

この資料は全てお読み頂いて60秒です。

中華人民共和国印紙税法

2021年6月10日、人民代表大会常務委員会は《中華人民共和国印紙税法》を可決しました。2022年7月1日から施行されます。新印紙税法は、旧印紙税暫定条例の条項を一部修正し、税率の引き下げも行われました。変更のあった主な課税文書については下表をご参照ください。

課税文書分類・税率に関わる主な変更点:

税目	2022年7月1日から実施する印紙税法		今実施している印紙税暫定条例	
借入契約	借入金の0.005%		借入金の0.005%	
ファイナンスリース契約	リース料の0.005%			
建設工程契約	代金の0.03%		建設工程勘察設計契約	代金の0.05%
			建築据付工程請負契約	代金の0.03%
請負契約	報酬の0.03%		加工または請負収入の0.05%	
運輸契約	運輸費用の0.03%		運輸費用の0.05%	
倉庫保管契約	保管契約	保管費の0.1%	貯蔵保管費の0.1%	
	倉庫貯蔵契約	貯蔵費の0.1%		
土地使用権、建物等建築物と構築物所有権譲渡文書	代金の0.05%		記載額の0.05%	
持分譲渡文書	代金の0.05%			
商標専用権、著作権、特許権、専用技術使用譲渡文書	代金の0.03%			
営業帳簿	払込資本金（株式資本金）と資本剰余金の合計額の0.025%		払込資本金（資本金）と資本剰余金の合計額の0.05%	

申告納税期限に関わる変更点:

新印紙税法第十六条の規定により、印紙税は四半期ごと、年ごとまたは都度納付する必要があります。四半期ごとに、年ごとに納付する場合、納税者は四半期、年度の終了日から十五日以内に印紙税を申告・納付しなければなりません。

上記内容の詳細のお問い合わせは、広州マイツまで！